

## 甲府市就職氷河期世代インターンシップ受入助成金交付要綱

令和4年10月11日  
産 第 8 号

### (趣旨)

第1 この要綱は、甲府市就職氷河期世代就職支援事業との一体的な提供による企業の積極的なインターンシップの受入れを促進することにより、就職・正社員化の実現とミスマッチの解消を図るため、甲府市就職氷河期世代インターンシップ受入助成金（以下「助成金」という。）の交付について甲府市補助金等交付規則（昭和38年11月規則第50号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業 営利の目的をもって事業を営む法人をいう。
- (2) 就職氷河期世代 雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った概ね1993年（平成5年）から2004年（平成16年）に学校卒業期を迎えた世代の者をいう。
- (3) インターンシップ 一般求職者を対象に企業が一定期間実施する就業体験をいう。
- (4) 甲府市就職氷河期世代支援事業 甲府市が就職氷河期世代の就労支援として実施する事業をいう。

### (対象者)

第3 助成金の交付の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) ハローワーク甲府の管轄内に事業所を有する企業であること。
- (2) 甲府市就職氷河期世代就職支援コースとの一体的なインターンシップを計画・実施すること。
- (3) 申請時において市税等に滞納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次に該当する者は交付対象としない。

- (1) 宗教上の組織、団体又は政治団体
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年3月法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、又は同条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者（当該者

から委託を受け同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う者を含む。)

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める者

(助成金の額)

第4 企業が甲府市就職氷河期世代就職支援コースとの一体的なインターンシップにより就職氷河期世代の者を受け入れた日数に対し交付する。助成金の額は、1日あたり20,000円とし、年間100,000円を上限とする。

2 前項の助成金は、予算の範囲以内とする。

3 当該インターンシップの実施にあたり、国等からの助成又は補助を受けるとき又は受けたときは、その額を除いた金額を助成する。

(助成金の申請等)

第5 助成金の交付を受けようとする者は、あらかじめ、甲府市就職氷河期世代インターンシップ受入助成金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 法人の登記事項証明書及び定款

(2) 法人の役員等名簿

(3) 市税等に未納のない証明書

(4) 誓約書(別紙1)

(5) インターンシップ実施計画書(別紙2)

(6) 国等から助成又は補助を受けるとき又は受けたときは、それを確認できる書類

(7) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6 市長は、第5の申請を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その旨を甲府市就職氷河期世代インターンシップ受入助成金交付(不交付)決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(交付決定の取消及び返還)

第7 市長は、助成金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定を取り消すこととし、甲府市就職氷河期世代インターンシップ受入助成金交付決定取消通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 交付を受けた助成金を目的以外に使用したとき。

(3) その他市長が適当でないと認めたとき。

2 市長は、既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずるときは、甲府市就職氷河期世代インターンシップ受入助成金返還命令書(第4号様式)により

行うものとする。

(実績報告)

第8 交付決定者は、事業実施後、速やかに甲府市就職氷河期世代インターンシップ受入助成金事業実績報告書(第5号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) インターンシップ実施報告書(別紙3)

(2) 国等から助成又は補助を受けるとき又は受けたときは、それを確認できる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付の確定)

第9 市長は、第8の規定により提出された報告書等を審査し、相当と認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、甲府市就職氷河期世代インターンシップ受入助成金交付確定通知書(第6号様式)により、交付決定者に通知するものとする。

(経過報告)

第10 市長は、甲府市就職氷河期世代インターンシップ受入助成金交付事業の実施状況確認のため、交付決定者に対し、現地調査及び事業実施経過について聞き取り等を行うことができる。

(その他)

第11 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月11日から施行する。



第2号様式(第6関係)

産 指 令 第 号  
年 月 日

事業者名  
代表者名 様

甲府市長

甲府市就職氷河期世代インターンシップ受入助成金  
交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった甲府市就職氷河期世代インターンシップ受入助成金について、次のとおり決定しましたので甲府市就職氷河期世代インターンシップ受入助成金交付要綱第6の規定により通知します。

1 交付する

助成金額（予定額） 円

2 交付しない

理由

第3号様式（第7関係）

産 発 第 号  
年 月 日

事業者名  
代表者名 様

甲府市長

甲府市就職氷河期世代インターンシップ受入助成金  
交付決定取消通知書

年 月 日付け 号で交付決定した甲府市就職氷河期世代インターンシップ受入助成金については、次の理由により取り消しましたので、甲府市就職氷河期世代インターンシップ受入助成金交付要綱第7の規定により通知します。

1 取消の理由

第4号様式（第7関係）

産 発 第 号  
年 月 日

事業者名  
代表者名

様

甲府市長

甲府市就職氷河期世代インターンシップ受入助成金返還命令書

年 月 日付け 号で交付決定した甲府市就職氷河期世代インターンシップ受入助成金について、既に交付した助成金を次のとおり返還するよう甲府市就職氷河期世代インターンシップ受入助成金交付要綱第7の規定により通知します。

- 1 返還金額 円
- 2 返還期限 年 月 日
- 3 返還理由
- 4 返還方法

第5号様式（第8関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

所在地

事業者名

代表者名

連絡先

印

甲府市就職氷河期世代インターンシップ受入助成金事業実績報告書  
甲府市就職氷河期世代インターンシップ受入助成金交付要綱第8の規定により、次のとおり報告します。

1 申請額 円

2 添付書類

- (1) インターンシップ実施報告書（別紙3）
- (2) 国等から助成又は補助を受けるとき又は受けたときは、それを確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 振込先

銀行・支店名	銀行・		支店
口座種類	<input type="checkbox"/> 普通・ <input type="checkbox"/> 当座	口座番号	
フリガナ			
名義人氏名			

※ 振込先は申請者と同じ名義の口座をご記入ください。



第6号様式(第9関係)

産 指 令 第 号  
年 月 日

事業者名  
代表者名 様

甲府市長

甲府市就職氷河期世代インターンシップ受入助成金交付確定通知書  
年 月 日付けで実績報告のあった甲府市就職氷河期世代インターンシップ受入助成金について、次のとおり決定しましたので、甲府市就職氷河期世代インターンシップ受入助成金交付要綱第9の規定により通知します。

助成金交付確定額 円

別紙 1

誓 約 書

甲府市就職氷河期世代インターンシップ受入助成金の交付申請にあたり、次の内容について誓約します。

記

- 市税等の滞納はありません。
- 宗教上の組織、団体又は政治団体ではありません。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年 3 月法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、又は同条第 6 号に規定する暴力団員ではありません。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者（当該者から委託を受け同条第 1 3 項に規定する接客業務受託営業を行う者を含む。）ではありません。
- 必要に応じ、助成事業の実施状況確認のため、助成事業者に対し、現地調査及び事業実施経過について聞き取りを行うことに同意します。
- 申請書類及びその内容について、事実と相違ありません。当助成金交付要綱第 8 の規定により、虚偽の記載や報告があった場合、その他不正があった場合には、当該助成金を返還することに同意します。

年 月 日

甲府市長 あて

所在地

事業者名  
代表者名

印

別紙 2

インターンシップ実施計画書

対象者氏名		
受入企業名		
実施場所	〒	
計画概要	期 間	年 月 日 ~ 年 月 日 ( 日間)
	概 要	
申請額	計画日数 日 × 20,000円 = _____ 円	
備 考	※年度内に本助成金の申請を行っている場合は、その金額をご記入ください。	

この計画は、甲府市就職氷河期世代就職支援コースとの一体的なインターンシップとして計画されたものに相違ありません。

年 月 日

事業者名  
担当者名  
連絡先

印

## 別紙 3

## インターンシップ実施報告書

対象者氏名		
受入企業名		
実施場所	〒	
実施概要	期 間	年 月 日 ~ 年 月 日 ( 日間)
	概 要	
申請額	実施日数 日 × 20,000円 = _____ 円	
備 考	※年度内に本助成金の申請を行っている場合は、その金額をご記入ください。	

この報告は、甲府市就職氷河期世代就職支援コースとの一体的なインターンシップとして実施されたものに相違ありません。

年 月 日

事業者名  
担当者名  
連絡先

印